

身体障害者等に対する自動車取得税・自動車税減免のしおり

長崎県では、**身体障害者手帳**、**戦傷病者手帳**、**療育手帳**、**精神障害者保健福祉手帳**をお持ちの方（以下「身体障害者等」といいます。）で一定の要件を満たす場合、日常生活に不可欠な手段となっている自動車について、自動車取得税・自動車税の減免を行っています。

減免対象者の範囲

障害の区分		障害の程度		
		身体障害者等が自ら運転する場合（本人運転）	身体障害者等のために生計を一にする者が運転する場合（家族運転） 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する場合（常時介護者運転）	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害に限る）		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級 7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	1級～3級 4級～7級で他の障害を複合する場合は、手帳が1級・2級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害	1級・3級	1級・3級	
	肝臓の機能障害	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
	戦傷病者手帳	視覚障害	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
平衡機能障害		特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
音声機能障害		特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害に限る。）		
上肢不自由		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
下肢不自由		特別項症～第6項症・第1款症～第3款症（旧第3款症は対象外）	特別項症～第3項症	
体幹不自由		特別項症～第6項症・第1款症～第3款症（旧第3款症は対象外）	特別項症～第4項症	
【内臓】心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の機能障害		特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
療育手帳	重度（A1，A2）	重度（A1，A2）		
精神障害者保健福祉手帳	1級（自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く。）	1級（自立支援医療受給者証交付のものに限る。入院者は除く。）		

再認定日を経過した身体障害者手帳、療育手帳は対象外となります。

障害の程度は、手帳そのものの等級ではなく「障害の区分（内臓の場合は臓器別）」ごとの障害等級により判断されます。（下肢を含む複合障害の場合のみ、手帳の等級で判断します。）

詳しくは振興局・出張所へお尋ねください。

減免対象自動車の要件

区 分	自動車の名義人	運 転 者	使用目的
本人運転の場合	身体障害者等本人又は身体障害者等と生計を一にする者	身体障害者等本人	特に問いません
家族運転の場合		身体障害者等と生計を一にする者	専ら身体障害者等の通学・通所・通院・生業のため
常時介護者運転の場合	身体障害者等本人	身体障害者等を常時介護する者	

生計を一にする者とは、身体障害者等と日常生活の資を共にし、同一生計を営む親族(配偶者(未婚を含む)、6親等以内の血族又は3親等以内の姻族)をいいます。

- (1) 減免できる自動車は、1人の身体障害者等について1台に限ります。(軽自動車を含む。)
- (2) すでに減免自動車の運転者となっている方は、別の減免自動車の運転者となることはできません。この場合は、先に減免をした自動車のみが減免されます。
- (3) <自動車取得税>の減免を受けようとする場合は、次の要件をいずれも満たさなければ、新たな自動車について減免することができません。

減免(自動車税や軽自動車税の減免を含む)を受けた自動車を所有している場合は、その自動車を抹消登録か移転登録(使用者に課税されている場合は使用者変更登録)により自動車を手放すこと。

新車については自動車取得税の減免を受けてから3年を経過、又は中古車については自動車取得税の減免を受けてから2年を経過していること。

盗難や事故により自動車を買い替える場合は特例がありますので、振興局・出張所にお問い合わせください。(盗難や事故にあったことを証明するものが必要です。)

- (4) 自動車の入れ替えを行う場合の<自動車税>の減免について

すでに自動車税(軽自動車税)の減免を受けている方が、その自動車(軽自動車)を抹消登録した場合は、新たな自動車について自動車税を月割で減免します(ただし、下記の限度額の月割額を限度とします)。

すでに減免を受けている自動車を、移転登録や使用者変更登録又は県外への管轄転出登録により手放した場合は、その自動車について、すでに年税額を減免しているため、新たな自動車については翌年度からの減免となります。

現在減免を受けている自動車の登録	新たに減免を受ける自動車の登録	新たに減免を受ける自動車の	
		自動車取得税	自動車税
抹消登録	新規又は中古新規(ナンバーなし)	減免	減免
	移転登録(ナンバーあり)	減免	翌年度から減免
移転登録	新規又は中古新規(ナンバーなし)	減免	翌年度から減免
	移転登録(ナンバーあり)	減免	翌年度から減免

課税標準額が50万円以下の場合は、自動車取得税は課税されません。

減免する額 < 限度額を超える差額は自己負担となります。 >

- (1) 自動車取得税

課税標準額250万円までにかかる税額を限度額とします。

ただし、課税標準額については、身体障害者等が使用するために構造変更した装置部分の経費は除外します。また、低燃費控除適用自動車は控除後の額とします。

- (2) 自動車税

45,000円(排気量2000ccを超え2500cc以下の自家用乗用車の年税額)を限度額とします。

(ただし、グリーン化税制による重課対象車の場合は、49,500円が限度額となります。)

なお、月割で課される自動車税を減免する場合や、年税額を月割で減免する場合は、この限度額も月割となります。

減免を受けるには申請が必要です。

(申請に必要な書類等は、各振興局・出張所に備え付けています。)

本人運転の場合	家族運転の場合	常時介護者運転の場合
<p>減免申請書 納税義務者(自動車の名義人)の認印 手帳(原本が必要です) 1 運転免許証 2 (原本が必要です)</p> <p>納税義務者(自動車の名義人)が身体障害者等と生計を一にする者である場合は、身体障害者等と納税義務者(自動車の名義人)が生計を一にすることを証する書面</p> <p>・住民票(謄本又は抄本) 3,4 ・健康保険証等 6</p> <p>買い替えの場合は住基ネットを利用することもできます。 車検証(新規に登録する自動車を減免申請する場合は車台番号がわかるもの)</p>	<p>減免申請書 納税義務者(自動車の名義人)の認印 手帳(原本が必要です) 1 運転免許証 2 (原本が必要です)</p> <p>利用目的に応じて下記のいずれかの書類</p> <p>(ア)通学証明書 4 (イ)通所証明書 4 (ウ)通院証明書 4 (エ)生業の実態を明らかにするもの 5 (オ)帰宅の証明書 4</p> <p>いずれも年間を通じて月に1回以上使用する見込があること。 身体障害者等、運転者、納税義務者(自動車の名義人)が生計を一にすることを証する書面</p> <p>・住民票(謄本又は抄本) 3,4 ・健康保険証等 6</p> <p>買い替え又は使用目的変更の場合で、住所が同一のときに限り、上記書面に代えて住基ネットで同一生計を確認することもできます。</p> <p>車検証(新規に登録する自動車を減免申請する場合は車台番号がわかるもの)</p>	<p>減免申請書 納税義務者(自動車の名義人)の認印 手帳(原本が必要です) 1 運転免許証 2 (原本が必要です)</p> <p>運行計画書兼証明書...自動車の使用目的を証する書面で、年間を通じて通学や通院等に週3回以上の使用計画及び使用する見込があること。</p> <p>誓約書</p> <p>身体障害者等のみで構成される世帯であることを証する書面(住民票謄本 3,4 及び手帳)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 身体障害者等のみで構成される世帯とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者等が単身で生活 ・世帯全員が身体障害者等のいずれかに当てはまる世帯。 <p>なお、18歳未満の方、70歳以上の方は世帯員に含めない。</p> </div> <p>車検証(新規に登録する自動車を減免申請する場合は車台番号がわかるもの)</p>

1 精神障害者保健福祉手帳については、手帳(原本)に加えて、自立支援医療受給者証の写しが必要です。

- 2 運転免許に車両総重量や改造車両限定等の自動車に関する条件がある場合、条件を満たしていることがわかる書面(注文書・カタログ等)が必要です。
- 3 住民票を提出する場合は、続柄や世帯主の記載があるものを提出してください。
住民票上、世帯分離されている場合は、同一生計の親族であることを確認する資料(戸籍謄本等)も必要になります。
- 4 通学、通所、通院、帰宅証明書は発行日より6ヶ月、住民票、生業に係る証明書は3ヶ月以内のものを提出してください。
- 5 生業の実態を明らかにするものは、直近の源泉徴収票、所得(課税)証明書、確定申告書の写し又は3ヶ月以内に発行された勤務先の証明書等を提出してください。
- 6 後期高齢者医療被保険者証は、原則として含みません。

減免申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードできます。

長崎県税務課

検索



減免申請期限

自動車取得税	運輸支局に新規登録又は移転登録をするときまで
自動車税	賦課期日（毎年4月1日）現在、自動車を所有し、減免に該当する要件を備えている場合 … 3月1日～5月末日（5月末日が土日の場合は翌月曜日）まで 月割減免の場合 … 毎月末日（末日が土日の場合は翌月曜日）まで （申請の翌月以降分のうち限度額の月割額を減免します。） 新規に自動車を登録する場合 … 登録をするときまで

納税義務者（自動車の名義人）又は生計を一にする家族の方の来局による申請をお願いします。

やむを得ず第三者に委任される場合は、納税義務者からの**実印を押印した委任状（様式の指定はありません。）**及び**印鑑証明書**が必要です。

次年度以降の減免申請手続き

（1）本人運転

身体障害者又は戦傷病者の方で、現在、減免を受けている自動車については、**減免を受けた状態に変更がない限り、減免を自動的に継続します。**（県において減免を継続するために必要な調査を行います。）ただし、減免する自動車を入れ替えるなど減免要件が異なる場合は、新たな申請手続きが必要となります。

（2）家族運転

現在、減免を受けている自動車については、2月に**減免継続申請書（はがき形式）を送付しますので、減免を受けた状態に変更がない場合に限り、必要事項を記入の上、決められた期日までに提出してください。**提出がなければ、減免を受けることができません。

減免する自動車の入れ替えや使用目的の変更又は運転者の変更など、当初の減免要件が異なる場合は、新たな申請手続きが必要となります。

（3）県外居住者

別途申請が必要となりますので、詳しくは長崎振興局までお問い合わせください。

（4）注意点

運転免許証を更新しない場合又は免許証を返還した場合
手帳の等級に変更があった場合又は手帳を返還した場合
申請者・障害者・運転者が死亡された場合

上記 ～ に該当するなど自動車税の減免を継続することができないような事情が発生した場合は、速やかに最寄りの振興局・出張所へ連絡してください。

減免の要件に該当しなくなったことが後日判明した場合は、遡って自動車税を納付していただくことがありますので、ご注意ください。

また、県外ナンバーに変更された方は、減免の内容や申請手続きが都道府県によって異なりますので、転出先の都道府県に申請手続きをお問い合わせください。

各振興局・出張所（申請先・問い合わせ先）

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号
長崎振興局 税務部	850-0028	長崎市勝山町 22-1	(095)821-8835 ~ 8836
県央振興局 税務部	854-0071	諫早市永昌東町 9-26 ニューウインドビル2階(諫早駅前)	(0957)22-0508 (0957)22-1032
同上 島原出張所	855-0043	島原市新田町 347-9	(0957)62-3375
県北振興局 税務部	857-0041	佐世保市木場田町 3-25	(0956)24-7056
五島振興局 税務課	853-8502	五島市福江町 7-1	(0959)72-2121
壱岐振興局 税務課	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	(0920)47-1111
対馬振興局 税務課	817-8510	対馬市厳原町国分 1441 対馬市役所 2階	(0920)52-1311